



島根県報

平成17年 6 月28日 (火)
号外 第 67 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則		
島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則	(企業立地課)	1
告 示		
島根県企業立地促進助成金交付要綱の一部改正	(企業立地課)	2

公布された条例等のあらまし

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則（規則第93号）

1 規則の概要

(1) 立地規模の基準を改正することとした。（第3条関係）

(2) 助成金の算定基礎等を改正することとした。（第8条関係）

2 施行期日

平成17年 7 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 6 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第93号

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

島根県企業立地促進条例施行規則（平成 4 年島根県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「、第 2 号及び第 4 号」を「及び第 2 号」に改め、同号イを次のように改める。

イ 企業の立地に伴い新たに増加する常時雇用される従業員（前条第 3 号に掲げる業種にあっては、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者その他の実質的に常時雇用される従業員に準ずると認められる者を含む。以下「常用従業員」という。）の数が10人以上であること。

第 3 条第 2 号イ中「従業員」を「常用従業員」に、「 5 人」を「10人」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(3) 前条第 4 号に掲げる業種 次のア及びイに掲げる基準に適合すること。

ア 企業の立地を行うために必要な投下固定資本額が 1 億円以上であること。

イ 企業の立地に伴い新たに増加する常用従業員の数が 5 人以上であること。

第 5 条第 2 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 常用従業員の名簿

第 8 条第 1 項を次のように改める。

条例第 6 条第 1 項の助成金は、投下固定資本額及び企業の立地に伴い新たに増加する常用従業員の数を基礎として算

定するものとする。

第8条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第6条第1項の資金は、次の各号に掲げる企業の種類に応じ当該各号に定める額を基礎として算定するものとする。

(1) 第2条第1号及び第2号の業種に属する事業を営む企業 投下固定資本額

(2) 第2条第3号及び第4号の業種に属する事業を営む企業 投下固定資本額又は事業を営むために必要な経費のうち知事が別に定める経費の合計額

様式第1号中「6 その他参考となる事項を記載した書類(添付した書類名を記載すること。)」を

「6 常用従業員の名簿

に改める。

7 その他参考となる事項を記載した書類(添付した書類名を記載すること。)」

「2 法人の登記事項証明書及び定款

3 工場又は事業場の概要、規模及び配置を記載した書類

様式第2号中 4 事業の沿革を記載した書類並びに申請前3年間の各事業年度の損益計算書及び貸借対照表

を

5 操業後3年間の収支の見込みを記載した書類

6 変更の理由を記載した書類

7 その他参考となる事項を記載した書類(添付した書類名を記載すること。)」

」

「2 工場又は事業場の概要、規模及び配置を記載した書類

3 操業後3年間の収支の見込みを記載した書類

に改め、同様式(注)中「7」を

4 変更の理由を記載した書類

5 その他参考となる事項を記載した書類(添付した書類名を記載すること。)」

「5」に改める。

附 則

1 この規則は、平成17年7月1日から施行する。

2 この規則による改正後の島根県企業立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる島根県企業立地促進条例(平成4年島根県条例第23号)第4条第1項の規定による認定に係る計画(以下「認定計画」という。)について適用し、同日前に行われた認定計画については、なお従前の例による。

告 示

島根県告示第760号

島根県企業立地促進助成金交付要綱(平成5年島根県告示第429号)の一部を次のように改正する。

平成17年6月28日

島根県知事 澄 田 信 義

第1条中「島根県補助金等交付規則」を「補助金等交付規則」に改める。

第2条第2号中「条例第4条第1項の規定による計画の認定を受けた」を「規則第5条第1項に規定する申請書が受理された」に改め、同条第3号中「又は第2号ア」を「、第2号ア又は第3号ア」に改め、同条第4号中「増加常用従業員数」を「増加常用従業員」に改め、「認められる者」の次に「(以下「派遣労働者等」という。)」を加え、「の数」を削り、同条に次の1号を加える。

(5) 生産施設 次のア又はイに掲げる業種に応じて当該ア又はイに掲げる施設をいう。

ア 規則第2条第1号又は第2号に掲げる業種 工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項第1号に規定する生産施設

イ 規則第2条第3号又は第4号に掲げる業種 主たる事業の用に供するための施設

第3条第1号中「増加常用従業員数」を「増加常用従業員の数(以下「増加常用従業員数」という。)」に、「5人」

を「10人」に改め、同条第 2 号中「5 人」を「10人」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (3) 規則第 3 条第 3 号に掲げる業種 増加固定資本額が 1 億円以上であって、増加常用従業員数が 5 人以上であること。

第 4 条中「同じ。）」の次に「及び増加常用従業員に係る経費」を加える。

第 5 条を次のように改める。

(交付額)

第 5 条 助成金は、1 の認定につき 1 の業種を対象として交付する。この場合において、その交付額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 増加固定資本額に別表第 1 の左欄に掲げる業種及び同表の中欄に掲げる増加常用従業員数に応じ同表の右欄に掲げる助成率を乗じて得た額に、別表第 2 の左欄に掲げる立地の区分に応じ同表の右欄に掲げる助成率を乗じて得た額（その額が 7 億円を超える場合は、7 億円）（以下「投資助成額」という。）
- (2) 増加常用従業員数に 100 万円（増加常用従業員が派遣労働者等である場合は、50 万円）を乗じて得た額（その額が 3 億円を超える場合は、3 億円）（以下「雇用助成額」という。）

2 前項の規定にかかわらず、規則第 2 条第 1 号又は第 2 号に掲げる業種と同条第 4 号に掲げる業種が併設されるときは、当該 2 の業種を対象として助成金を交付する。この場合において、その交付額は、それぞれの業種について算出した投資助成額及び雇用助成額の合計額を合算した額とする。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(助成金の支払)

第 7 条 助成金の交付決定のあった年度の当該助成金の交付限度額は 2 億円とし、当該助成金の額が 2 億円を超える場合にあっては、2 億円を超える部分の助成金について交付決定のあった年度の翌年度以降に各年度 2 億円を限度として分割して交付するものとする。

附則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1 (第 5 条関係)

業 種	増加常用従業員数	助 成 率
1 規則第 2 条第 1 号又は第 3 号に掲げる業種	(1) 増加常用従業員数が 10 人以上の場合（(2)に掲げる場合を除く。）	15パーセント
	(2) 増加常用従業員数のうち技術者又は研究者の数が 10 人以上の場合	20パーセント
2 規則第 2 条第 2 号に掲げる業種	(1) 増加常用従業員数が 10 人以上の場合（(2)に掲げる場合を除く。）	10パーセント
	(2) 増加常用従業員数のうち技術者又は研究者の数が 10 人以上の場合	15パーセント
3 規則第 2 条第 4 号に掲げる業種	(1) 増加常用従業員数が 5 人以上 9 人以下の場合	15パーセント
	(2) 増加常用従業員数が 10 人以上の場合	20パーセント

別表第 2 (第 5 条関係)

立 地 の 区 分	助 成 率
1 県内に事業所を有しない認定企業が、新たに県内に事業所を設置する場合（償却資産のみ取得し、土地及び建物を賃借する場合を含む。）	100パーセント
2 県内に事業所を有する認定企業（以下「県内企業」という。）が、公的工業団地（県、市町村、独立行政法人中小企業基盤整備機構等が整備した工業団地（工場立地法第 4 条第 1 項第 3 号イに規定するものをいう。以下同じ。）をいう。）内に新たに用地を取得して建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合	100パーセント
3 県内企業が、建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合（2 に掲げる場合を除く。）	50パーセント
4 県内企業が、償却資産のみを増設する場合	25パーセント

様式第 1 号中「7 増加常用従業員数」を「7 増加常用従業員数（ソフト産業にあっては、派遣労働者等を含む。）」に改め、同様式別紙を次のように改める。

別紙

助成金交付申請額算出内訳

1 投資助成

(単位 : 千円)

立地に要した 投下固定資本 額 (a)	除 算 額(1) (県内の既投 下固定資本の 処分によって 得た額) (b)	除 算 額(2) (県内投下固 定資本を移転 して充当した 額) (c)	増加固定資本額 (d) = (a) - (b) - (c)	別表第 1 に掲 げる助成率 % (e)	別表第 2 に掲 げる助成率 % (f)	投資助成額 (注 1) (g) = (d) × (e) × (f)

2 雇用助成

雇用者区分	認定申請書受理 時の雇用人数 (a)	助成金申請時の 雇用人数 (b)	増加常用従業員 数 (c) = (a) - (b)	助 成 額 単 価 (千円) (d)	雇 用 助 成 額 (千円) (e) = (d) × (c)
常用従業員 (注 2)				1,000	
派遣労働者等 (注 3)				500	
合 計					

3 助成金交付申請額 (投資助成額 + 雇用助成額) 金 千円

- (注) 1 千円未満切捨てとすること。
 2 ソフト産業の場合においても、派遣労働者等を除く。
 3 ソフト産業の場合のみ記入すること。

様式第 3 号 (注) を次のように改める。

- (注) 1 ソフト産業にあつては、常用従業員に派遣労働者等を含む。
2 新規雇用の常用従業員については、雇用通知書の写しを添付すること。

附 則

- 1 この告示は、平成17年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県企業立地促進助成金交付要綱の規定は、平成17年 7 月 1 日以後の島根県企業立地促進条例 (平成 4 年島根県条例第23号) 第 4 条第 1 項の規定による認定 (以下「認定」という。) に係る助成金について適用し、同日前の認定に係る助成金については、なお従前の例による。